

【諮問 第301号】

6 川情個第2号
令和6年4月30日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 早 川 和 宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和5年7月4日付け5川教庶第347号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）がとりまとめられるに至る協議、打ち合わせの日程、構成員、協議方法、協議内容がわかる記録、および資料の一切」について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る「協議・打ち合わせ」について、ア「市民館長会議」、イ「図書館との打ち合わせ」、ウ「区長連絡会議」、エ「副区長会議」及びオ「教育委員会会議」の5つを特定し、「日程、構成員、協議方法、協議内容がわかる記録、および資料」として、会議の次第、議事録、会議で使用した資料（以下「対象公文書」という。）と特定し、令和4年4月27日付けで条例第12条第4項後段の規定に基づき、拒否する理由がなくなる時期を令和4年5月30日と明示した上で部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年6月8日付け審査請求書で、本件処分の取消し及び全部開示を求めて審査請求を行った（当審査会諮問第301号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年6月8日付け審査請求書、令和4年8月12日付け反論書、令和4年10月26日付け再反論書、令和5年1月6日付け再々反論書、令和5年5月18日付け口頭意見陳述、令和5年11月24日付け意見書及び令和6年1月12日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取並びに同日付け補佐人による意見陳述書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「中間とりまとめ」は完成された文書であり、未成熟な情報ではない。「中間とりまとめ」に至る賛否や議論も含め「中間とりまとめ」に取り込まれている。従って完成した文書に取り込んだ以上は、賛否も議論も含めて完成した文書であるから、独立した文書として開示するべきで、時限的開示である理由はない。
- (2) 「取りまとめに至る議論の中には、依然として検討が続いている部分が含まれている。」「現に、各種協議の場においても多様な意見が寄せられており」とある。これらの情報も、「中間とりまとめ」に取り込まれており、未成熟な情報ではない。実施機関も「中間とりまとめ」の目的は、計画途中の段階であっても「幅広い市民の方々に丁寧な説明を行い、広く意見を募りながら計画を積み上げていくため」といっているのだから、検討が続いていることや多様な意見も開示すべきで、時限性開示である理由はない。
- (3) 市民は検討途中の意見を知ること、行政と同じ情報をもとに考えることがで

きる。時限性開示では、市民と行政が情報共有することを妨げられる。条例第8条第3号の趣旨には、「検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、市の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示とする」と書かれているが、市民の意見を聞くために検討途中の意見も含めて、出ている意見をまとめたものが「中間とりまとめ」なのであるから、開示が前提とされなければ市民が意見を言うことができないので、そのまま公開することが公益性と合致するのである。市民の意見を聞く公益性よりも、「意思決定に対する支障が看過し得ない」としたら、意思決定に市民が参加することが支障であるとの意味になるのではないか。だとしたら、実施機関の「時限性開示」決定は住民不在で検討を進めるための判断であり、条例及び川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）の精神に反する。

- (4) 一つ一つの文書のそれぞれに条例第8条第3号に規定する要件に該当する不開示情報があるのかを明らかにすることなく、「指定管理者制度に関する部分」という包括的な表現で不開示情報該当性を論じること自体が違法である。しかも、「指定管理者制度」というのは広く知られた一般的な制度であり、それ自体が第8条第3号に該当する不開示情報にあたらぬことは自明のことだからである。
- (5) 対象公文書のうち、企業の情報については不開示であると当初から認識している。

4 実施機関の主張要旨

令和4年7月6日付け弁明書、令和4年9月22日付け再弁明書、令和4年11月30日付け再々弁明書、令和5年5月18日付け口頭意見陳述及び令和5年12月8日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（以下、「考え方」という。）の策定にあたっては、令和4年1月に「中間とりまとめ」を公表したが、その時点では検討段階であり、関係機関による協議が継続していたため、検討途中の未成熟な情報を開示することによって、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断し、本件請求の対象公文書の一部については、条例第8条第3号に該当する不開示情報が含まれるとして部分開示処分を行った。

開示請求の一部を拒否する理由がなくなる時期については、「考え方」の案を教育委員会への報告と承認、文教委員会への報告を経て公表する日以降とする必要があるが、確実に開示することのできる5月30日を時限性開示の日付として審査請求人あて通知したものである。

- (2) 「中間とりまとめ」はあくまで検討途中の方向性のみ示したものであり、取りまとめるに至る議論の中には、依然として検討が続いている部分が含まれている。指定管理者制度導入については、市民の方々にとって極めて関心の高い事項であると同時に、庁内関係部署等との全庁的な調整が必要であり、現に、各種協議の場においても多様な意見が寄せられており、依然として検討が続いていたため、開

示請求のあった時期については、未成熟な情報であると言わざるを得ず、様々な意見を踏まえた議論の途中であるにも関わらず、会議中の発言者や発言内容の特定により、その人物に対する意見具申や反論など、不当な圧力を加えられることなどにより、発言の萎縮や率直な意見交換が妨げられる恐れがあり、また、未成熟な情報を尚早な時期に開示することによって、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがある。したがって、「中間とりまとめ」を取りまとめたことを持って、それまでの議論の一切を開示すべきであると主張する審査請求人の主張は失当である。

また、「中間とりまとめ」は、上記のとおり、あくまで「考え方」の案の方向性のみを示した中間報告的な性質を有することから、「考え方」の案とは一体不可分の情報であり、「中間とりまとめ」を「独立した文書」と主張することについても失当である。

- (3) 「中間とりまとめ」をもって様々な団体に説明に行き、行政が一方的にならないよう、パブリックコメントなどの参画の仕組みを設け、成案となったものは市民の意見をいただき手順を踏んでいる。
- (4) 令和4年10月4日付けで審査請求人から本件処分の不開示部分の開示を求める公文書開示請求があり、令和4年10月31日付けでサウンディング型市場調査の個別対話の参加企業についての資料に係る部分を除いて開示するとする部分開示処分を行った。

この不開示部分については、本件処分当初から不開示情報として通知すべきものであったと考える。

5 審査会の判断

本件対象公文書は、市民館・図書館の管理・運営に際し、指定管理者制度の導入に係る「中間とりまとめ」に関する「協議・打ち合わせ」に係る文書であるところ、本件事実関係によれば、令和4年10月4日付けで審査請求人から本件処分の不開示部分の開示を求める公文書開示請求に対し、実施機関は令和4年10月31日付けでサウンディング型市場調査の個別対話の参加企業についての資料に係る部分を除いて開示するとする部分開示処分を行っている。

もっとも、審査請求人は、本件対象公文書のうち、企業の情報については不開示であると当初から認識していることからすれば、本件審査会が本件処分を判断するうえで、不開示とされる部分について審査請求人に争いはないことになる。

これらのことから、審査請求人のその他の主張を判断するまでもなく、本件処分に係る実施機関の判断には一定の合理性があるものと解する。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| 委 | 員 | 石 | 野 | 百合子 |
| 委 | 員 | 嘉 | 藤 | 亮 |
| 委 | 員 | 友 | 岡 | 史 仁 |
| 委 | 員 | 中 | 島 | 美砂子 |